

白鷹町衛生組合連合会環境整備事業費等に係る補助金交付規則

昭和53年5月1日
規則 第 1 号

(目 的)

第1条 この規則は生活環境の整備のため、その事業費に対し規則の定めるところにより補助金を交付して住みよい環境、保健向上の自主的活動の推進を目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この規則は、次の事業に対して補助金を交付するものとする。

(1) ごみ集積所の整備事業費のうち直接工事費5千円以上の30%以内の額(上限8万円)

(2) 保健衛生上必要と認められる事業費及び組織の運営費の一部

(補助交付金の端数切捨)

第3条 前条(1)に掲げる補助金の千円未満は切捨てる。

(補助交付申請)

第4条 事業実施者又は当該事業責任者が補助金の交付を受けようとするときは、必要な書類を添え補助金交付申請書を提出しなければならない。

(検査並びに補助金の交付)

第5条 会長は前条の事業の完了の届出があったときは、竣工検査を行い補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し又は減額)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の取消し又は減額することがある。

(1) この規則に違反したとき。

(2) 事実を反したとき。

(書類の様式)

第7条 この規則による書類の様式は別に定める。

附 則

この規則は、昭和53年5月1日より施行する。

この規則は、令和4年4月1日より施行する。

この規則は、令和6年4月1日より施行する。